

和光市国民健康保険運営協議会

第4回会議録

令和8年2月4日

和光市国民健康保険運営協議会

会 議 録 (要旨)	
令和7年度 第4回 和光市国民健康保険運営協議会	
開催年月日・招集時刻	令和8年2月4日(水) 13時30分
開催場所	和光市役所 3階 庁議室
開会時刻	13時30分
閉会時刻	14時20分
出席委員	事務局
青木 二郎 市島 真理 奥村 香代子 小田原 紀慧子 佐々木 好評 清水 善行 内野 裕嗣 山崎 操 鈴木 正敏(会長) (9人)	健康部長 櫻井 崇 保険年金課長 稲原 大介 健康支援課長 浅井 里美 保険年金課課長補佐 中村 智子 保険年金課国民健康保険担当統括主査 齊藤 哲也 健康支援課健康づくり担当統括主査 端山 明子 保険年金課国民健康保険担当 大坂 秀樹
欠席委員	傍聴 なし
細田 泰雄 菅野 隆 内海 英二 佐々木 淳 佐藤 貴映 富澤 仁 (6人)	
備考	会議資料 次第、資料1-1(和光市国民健康保険税条例の一部を改正することについて)・資料1-2(和光市国民健康保険税条例の改正案文)・資料2(令和7年度補正予算第4号)・資料3-1(当初予算(案))・資料3-2(予算の概要)・参考資料(和光市国民健康保険ヘルスプラン改定部分)

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	<p>1 開会</p> <p>2 諮問 櫻井部長より「諮問書」を読み上げ、会長に渡す。</p> <p>諮問事項（１）「和光市国民健康保険税条例の改正について」資料 1-1 及び資料 1-2 に基づき説明。</p> <p>それでは、(1)和光市国民健康保険税条例の改正について説明させていただきます。</p> <p>資料 1-1 をご覧ください。</p> <p>今回の改正の概要は、令和 8 年度から新たに子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い改正するものと、今後改正が予定されている地方税法施行令等の一部を改正する政令におきまして、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる改正及び軽減判定基準所得を引き上げる改正等が予定されていることから、専決処分により改正を行うものがございます。</p> <p>改正の内容を説明いたします。</p> <p>まず 1 点目が子ども・子育て支援納付金分の追加です。</p> <p>（１）税率の表のとおり、新たな賦課区分として、子ども・子育て支援納付金分が創設され、所得にかかる保険税率が所得割 0.3%、被保険者一人当たりにかかる均等割額が年間 1,854 円、また新たな区分として 18 歳以上被保険者均等割額として年間 136 円を税条例第 9 条に追加します。</p> <p>（２）軽減額について、税条例第 21 条で定める国民健康保険税の減額について、子ども・子育て支援納付金分を追加します。内容としては、①に記載のとおり他の賦課区分でも適用されていた、低所得者軽減（7 割・5 割・2 割軽減）の措置について、子ども・子育て支援納付金分の均等割額にも適用する内容です。また、18 歳以上被保険者均等割についても同様に低所得者軽減が適用される内容を追加しています。その他に、未就学児の均等割軽減措置や産前</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>産後保険税軽減措置についても適用されます。</p> <p>参考例として7割軽減の場合、子ども・子育て支援納付金分の均等割額1,854円を7割引きすると、1,298円引きとなり、被保険者の均等割額としては556円を支払うこととなります。18歳以上被保険者につきましては、556円に合わせて、18歳以上被保険者均等割額である136円を7割引きすると、96円引きとなり、18歳以上被保険者均等割額としては40円を支払うこととなります。結果として、子ども・子育て支援納付金分均等割額は年間596円を支払うということとなります。</p> <p>②18歳未満の子どもにかかる均等割額については、低所得者軽減、未就学児軽減、産前産後保険税軽減が適用され、なお残る均等割額を軽減します。税条例第21条第4項にこの規定を追加することにより、18歳未満の子どもにかかる均等割額は全額軽減されることとなり、実質負担は0円となります。</p> <p>資料1-1の裏面をご覧ください。</p> <p>改正内容の2点目として、課税限度額の引き上げについては、医療分について66万円から67万円に1万円引き上げることと、子ども・子育て支援納付金分については新たに3万円を設定します。合計109万円から113万円となります。</p> <p>課税限度額が引き上げられることにより、高所得者層の方の税負担は増えることとなりますが、引き上げられることにより、中間所得者層の税負担の伸びを抑えることが可能となります。</p> <p>改正内容の3点目として、軽減判定基準所得の引き上げについては、軽減割合5割軽減と2割軽減の基準額が引き上げられます。改正内容は表のとおりです。</p> <p>軽減判定の所得基準を引き上げることで、一定の所得のラインを引き上げることになり、物価上昇により収入が増えている状況の中、現在と同程度の収入状況の方が引き続き軽減判定を受けられるようになります。</p> <p>資料1-2の税条例の新旧対照表をご覧ください。ご説明しました子ども・子育て支援納付金分の改正内容が入っておりますが、政令改正事項を確認中のため、3月議会へ上程するものは今お示ししている案から変更があるかもしれません。</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	<p>このため、運営協議会后に修正が生じた場合は、事務局にて修正対応を行ったうえで3月議会に上程するものと、専決事項とするもので整理して対応いたします。</p> <p>税条例の改正の説明につきましては、以上になります。</p> <p>子ども分が入りますが、額的には大きな額ではありませんが、国保税にどの程度影響がありますか。また予算にどのような動きがありますか。</p>
稲原課長	<p>今回、子ども・子育て支援金が導入され、基本的には18歳未満の方は保険税がかかりません。その代わりに、18歳以上の被保険者の方に対して保険税がかかるという形になります。その対象となる方が、およそ1万1,000人の方が、支援金が新たに追加されると考えております。税額としては、後ほど令和8年度の当初予算のところで説明いたしますが、資料3-1、歳入の1国民健康保険税が細分化されて医療、支援、介護、子どもとなっている、子ども分、予算で言うと4,849万円というのが実際に税額として収入されるものとして予定をしております。この額は、税率に従って税金を決めた後、実際徴収できるであろうかという見込となるため、100%ではなく、徴収率が目標値である93.85%を見込んで計算しております。</p>
鈴木会長	<p>子ども・子育て支援金の納付金は、実際どのように活用されますか。</p>
稲原課長	<p>参考資料としてお示ししている、ヘルスプランに追加した箇所、第10節子ども・子育て支援金制度について記載してある児童手当の増額等の事業に使われることとなります。</p> <p>採決の結果、「和光市国民健康保険税条例の改正」について承認。</p> <p>諮問事項(2)「令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(案)」について資料2に基づき説明。</p>

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	<p>それでは、令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）について説明させていただきます。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>今回の補正予算では、4,140万9千円を増額するもので、資料の裏面をご覧ください。</p> <p>まずは歳入についてご説明いたします。</p> <p>上から、財産収入として、財政調整基金の預金利子の確定により257万5千円を増額しております。次に繰入金になりまして、まず、一般会計繰入金につきましては、各繰入金額の確定により、1,509万9千円を増額しております。次の基金繰入金につきましては、歳出の増額補正の財源として財政調整基金からの繰入金を2,373万5千円増額しております。</p> <p>続きまして、歳出についてご説明いたします。</p> <p>基金積立金につきましては、歳入で計上した利子を基金に積み立てるための歳出になります。最後に、保険給付費等交付金償還金につきましては、普通交付金及び保険者努力支援金の確定に伴い償還するものになります。また、その他償還金につきましては、令和6年度社会保障税番号制度システム整備費等補助金額の精算により返還が必要となったため計上するものです。返還金としては併せて3,883万4千円の増額補正となります。</p> <p>なお、国民健康保険特別会計の貯金である、財政調整基金は3月補正による積立と取り崩しにより、基金の残高は7億8,620万8千円となります。</p> <p>3月の補正予算の説明につきましては、以上になります。</p> <p>採決の結果、「令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）」について承認。</p> <p>諮問事項（3）「令和8年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算（案）」について資料3-1及び資料3-2に基づき説明。</p>
齊藤統括主査	<p>令和8年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算（案）について、説明させていただきます。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>当初予算につきましては、資料3-1で予算（案）としてお示ししております。数字の羅列になるため、資料3-2、A4縦の資料が予算の概要になりますのでこちらで主に説明させていただきます。資料3-2をご覧ください。</p> <p>初めに、2 予算規模をご覧ください。令和8年度の予算は、64億7,202万3千円で、前年度比1,417万4千円、0.22%の増額となっております。</p> <p>続いて、被保険者数の状況になります。令和8年度の平均見込として、世帯数は、8,691世帯、次のページ、被保険者数は11,811人となる見込みで、いずれも減少傾向でございます。</p> <p>次に歳入になります。</p> <p>1番上の国民健康保険税、現年課税分は、14億4,444万8千円で、17.57%の増となっております。増額の要因といたしましては、令和8年度から新たに子ども・子育て支援納付金分が追加されたことによるものです。</p> <p>一番数字が大きくな5県支出金ですが、主に歳出の保険給付費（いわゆる医療費）を賄うために県から普通交付金が交付されるもので、令和7年度と大きな変更はございません。</p> <p>7の繰入金では、大きな変更点として令和7年度まで繰り入れていた法定外繰入金は、ヘルスプランのとおり令和8年度から繰り入れしないこととしました。財政調整基金については4億5,186万5千円を繰り入れており、当初予算編成後の基金残高は3億3,434万4千円となります。</p> <p>続きまして次の頁の歳出になります。歳出の大きな変更項目としては、3の国民健康保険事業納付金が5.20%の増額で21億5,368万7千円となっております。保険税現年課税分でもありましたが、令和8年度から子ども・子育て支援納付金分が追加されたことによるものです。納付金は原則として市の保険税で賄うこととなりますので、被保険者の皆様への影響としては、納付金の増額が大きな影響となります。</p> <p>4の保健事業では、金額上大きな変更はございませんが、令和8年度中にヘルスプランの策定を行うにあたり医療費分析業務委託料686万6千円を計上しております。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>当初予算の説明の概要につきましては、以上になりますが、なかなか予算については数字だけではイメージがつかみづらいと思いますので、資料3-1の5ページをご覧ください。</p> <p>歳入歳出予算を円グラフで示しているものになります。右側歳出の6割は保険給付費いわゆる医療費にあたるものです。次に納付金が多くを占めています。左側歳入については国・県支出金が歳出の保険給付費に充てられることから同程度の割合をしめていることがわかると思います。令和8年度当初予算についての説明は以上となります。</p>
市島委員	<p>資料3-1のところで、財政調整基金について、当初予算編成後の基金残高が3億3,000万円になっていますが、今後これで大丈夫ですか。</p>
稲原課長	<p>まず当初予算のところで不足している分を、今基金からを繰入れて、残りが3億円という状態になりますが、去年もご審議いただいていると思いますが、毎年9月になると、前年度の決算で基金から繰り入れて使ったものの、結局使わないで残った金額が毎年発生します。これがかなりの規模で発生することから、今度それをまた基金に戻すということを毎年行っています。今現在3億円ですが、9月になった時に、例えば2億円余った場合は、2億円を基金へ戻すことから基金残高は5億円となります。また次年度では、どうしても当初予算を組むときに不足分が出てしまうと、基金から繰入れてやりくりしながら基金を積んでいる形となります。</p>
鈴木会長	<p>被保険者数が毎年減少していますが、今後の見通しとしてはどの程度、何年ぐらいこういう状況が続くのでしょうか。予算規模もそれによって減っているわけなのですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
稲原課長	<p>減少傾向というのは今後も続いていくと思います。理由としては、単純に75歳になられると、後期高齢者医療へ移られる方がいます。それから、新しく赤ちゃんが生まれる数で増えるというふうにと考えると、今の少子化の傾向と、75歳の団塊の世代の方々を比</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	<p>べると、どうしても後期高齢者医療に移って減る方が多くあります。また、制度的に言うと、より社会保険に入れるようにする形で制度改正が進んでいます。現在国保に加入している方でも、働き方によっては社会保険に移られる方が増えてくる傾向にあると思います。基本的に増える方の要素というのが今のところ特別なものはないので、どのくらいのスピードでというのはなんとも言えないところです。傾向としては、被保険者数は引き続き減少していくものと考えております。</p> <p>今までパートであった人でも一定の労働時間、労働日数があれば、社会保険に加入するような、影響が前から出てきています。和光市は働く年齢層が多いという状況があると思いますが、そういう影響が今後だんだん出てくるのではないかと思います。被保険者数が令和7年度に比べて、世帯数で2.19%、被保険者数で2.15%減少しています。しばらくこの状況が続くのではないかと、そういう予想ですね。ありがとうございます。</p> <p>採決の結果、「令和8年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算(案)」について承認。</p> <p>3 その他</p>
齊藤統括主査	<p>諮問事項、和光市国民健康保険ヘルスプランの見直しについて、第2回会議において子ども・子育て支援納付金分が追加されることに伴う見直し案を提示し、ご審議いただきました。第3回はご審議いただきました内容を踏まえて、書面開催によりヘルスプランの見直し案について承認をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日、参考資料として添付いたしましたヘルスプランの見直し部分について、令和8年1月15日に埼玉県より納付金額と市町村標準保険税率の確定値が示されましたことから、その内容に修正した最終版をお示しております。</p> <p>子ども・子育て支援納付金分の税率は市町村標準保険税率を採用することから、109ページの税率を修正しています。その税率を踏</p>

発言者	会 議 内 容
<p>稲原課長</p> <p>鈴木会長</p>	<p>まえて、110 ページのモデルケースの金額も修正しています。</p> <p>財政推計については、埼玉県納付金額総額と和光市の納付金額が確定しましたのでその内容に修正しています。</p> <p>この内容で、ヘルスプランを変更いたします。市民への説明につきましては、和光市のユーチューブ公式チャンネル「和光市チャンネル」にて2月6日から配信を予定しています。よろしくお願いいたします</p> <p>今年度の会議としては本会議で終了ということになります。1年間ありがとうございました。令和8年度については、次期国保ヘルスプランの策定を3年に1回する年になりますので、回数も多くなり、早い時期から審議をいただきたいと思っております。日程については改めて調整させていただきます。今日はどうもありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして国保運営協議会を閉会させていただきます。</p> <p>4 閉会</p>